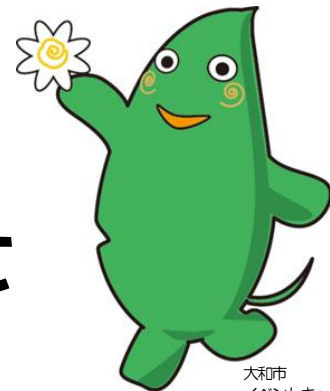




大和市

環境共生部環境・公害対策課
公害対策係



大和市
イベントキャラクター
ヤマトン

井戸水を飲用する場合について

- ・井戸水や湧水は有害物質の地下浸透や、天候等により水質が変化することがあります。
- ・本市は水道普及率100%であることから、井戸水は散水等の生活用水とし、飲用水は水道水を使用することをおすすめします。
- ・井戸水を飲用として用いる場合、地下水の水質変化の影響を受けないよう塩素消毒や浄水化のための施設など適正な維持管理が必要となり、水道水と同等の安全性を確保するには水質基準（52項目）を満たすようにしなければなりません。なお、本市では大和市飲用井戸衛生管理要綱を定めています。



井戸水を飲用水として用いる場合の日常管理のポイント

1 井戸の清潔を保ちましょう

井戸水の汚染を防止するため、井戸やその周りの清掃や点検をしましょう。

- 井戸やその周りに人や動物がみだりに立ち入らないよう柵の設置または施錠などをしましょう。
- 井戸やその周りは定期的に清掃を行い、常に清潔にしましょう。
- 定期的に点検を行い、井戸のふたの破損や雨水の流入の有無などを確認しましょう。



2 水質検査をしましょう

細菌や化学物質による井戸水の汚染は、日常管理や点検だけでは気付きません。定期的に水質検査を行いましょう。

- 井戸水を飲用に使用する前には、専門の検査機関に依頼して、全項目水質検査（52項目）を行いましょう。
- 透明なコップに井戸水をくみ、色、濁り、臭い、味に異常がないか確認を随時行いましょう。
- 年1回以上、専門の検査機関に依頼して、水質検査（11項目*+井戸周辺の状況から必要に応じた項目）を行いましょう。（* 表1 基本的な項目）



➡水質検査について、詳しくは次のページをご覧ください。

3 井戸水は塩素消毒をしましょう

- 病原菌による感染を防ぐため、塩素注入機を取り付けるなどして井戸水を塩素消毒しましょう。
- 塩素消毒をする場合は、給水栓における遊離残留塩素濃度(0.1mg/L以上)の確認を随時行いましょう。

設置者自身が市販の検査キット(DPDという試薬による比色法など)により測定する方法もあります。詳しくは市役所《環境・公害対策課》にご相談ください。



井戸水に異常があったときは

直ちに飲用するのを中止し、速やかに市役所《環境・公害対策課》に相談してください。

水質検査について



○水道水では安全を確認する判断基準として、人の健康への影響やその他の必要な性状を考慮して水道水質基準（52項目）が定められており、水道事業者（神奈川県企業庁）等が定期的にこれらの項目の水質検査を行って安全を確保しています。

➡水道水質基準（52項目）については表1をご覧ください。

○井戸水を飲用する場合は、設置者自らが水道水と同じように適正な水質検査を行い、安全を確認してから利用しましょう。

➡水質検査機関については表2をご覧ください。

○井戸水の定期的な検査項目については、表1の「井戸水検査の目安」を参照してください。

（参考）神奈川県内の井戸水の水質検査で不適合事例があった項目

項目	水道水質基準値	項目の説明（健康への影響など）	家庭での対応
一般細菌	100 個/mL 以下	基準値を超えた場合、病原細菌の混入が疑われます。	煮沸
大腸菌	検出されないこと	検出された場合、O157 など病原細菌や糞便の汚染が疑われ、下痢症等の発生の可能性があります。	煮沸
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	乳児におけるチアノーゼ（メトヘモグロビン血症）の原因となるほか、体内で発ガン物質が生成されるといわれています。	困難
鉛	0.01mg/L 以下	大量に摂取すると、嘔吐、腹痛、下痢、貧血、神経障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されています。	困難
ヒ素	0.01mg/L 以下	大量に摂取すると、嘔吐、下痢、粘膜・皮膚・筋肉の障害がおこるといわれています。	困難
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	大量に摂取すると、頭痛、視覚障害、神経障害、肝臓・腎臓障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されています。	煮沸
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		

～水道の給水区域にお住まいの皆様へ～

上記のように基準に適合しないケースもありますので、なるべく、水道の給水区域では安全性が確認されている水道水を飲用しましょう。

表1 水道水質基準 (52項目)



項目	水質基準値	項目の説明		井戸水検査の目安
一般細菌	100個/mL以下	健康	細菌	A 11項目
大腸菌	検出されないこと			
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	性状	非金属	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下			
塩化物イオン	200mg/L以下			
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下			
pH値	5.8以上8.6以下			
味	異常でないこと			
臭気	異常でないこと			
色度	5度以下			
濁度	2度以下			
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下			健康
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下			
四塩化炭素	0.002mg/L以下			
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			
ジクロロメタン	0.02mg/L以下			
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下			
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下			
ベンゼン	0.01mg/L以下			
PFOS及びPFOA(合算値)	0.00005mg/L以下			
有機化合物				
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	健康	金属	C 21項目
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下			
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下			
六価クロム化合物	0.02mg/L以下			
ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下			
フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下			
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下			
有機化合物				
亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下			
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下			
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下			
銅及びその化合物	1.0mg/L以下			
ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下			
マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下			
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下			
蒸発残留物	500mg/L以下			
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下			
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下			
フェノール類	0.005mg/L以下	健康	有機化合物	D 11項目
ジオスミン	0.00001mg/L以下			
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下			
臭気物質				
塩素酸	0.6mg/L以下	健康	消毒副生成物(塩素消毒によって増える物質)	
クロロ酢酸	0.02mg/L以下			
クロロホルム	0.06mg/L以下			
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下			
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下			
臭素酸	0.01mg/L以下			
総トリハロメタン	0.1mg/L以下			
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下			
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下			
ブromoホルム	0.09mg/L以下			
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下			

水質検査機関

井戸水についての詳しい検査は、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関で実施できません。

料金、日程、採水容器などについては、各機関にお問い合わせください。

表2 神奈川県内に検査を行う事業所がある検査機関

名称	検査を行う事業所の所在地	電話番号
一般財団法人北里環境科学センター	相模原市南区北里1-15-1	042-778-9208
株式会社江東微生物研究所	相模原市南区東林間5-16-7	042-767-5581
株式会社静環検査センター	大和市中心林間西3-9-10	046-240-9043
株式会社ダイワ	平塚市東豊田369	0463-53-2222
クリタ分析センター株式会社	厚木市森の里若宮7-1	046-206-1200
株式会社総合環境分析	横浜市緑区鴨居1-13-2	045-929-0033
株式会社日立産機 ドライブ・ソリューションズ	綾瀬市小園1116	0467-79-8304
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社	横浜市磯子区西町14-11	045-752-2421
株式会社ショウエイ	川崎市幸区新川崎2-6	044-589-1601

※県外にも神奈川県内を水質検査の区域としている水質検査機関がありますので、市役所<<環境・公害対策課>>にお問い合わせください。

相談窓口

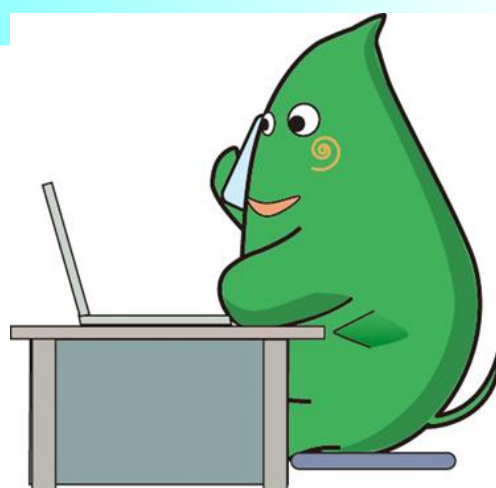
飲用井戸に関する相談窓口は次のとおりです。

大和市役所 環境共生部 環境・公害対策課
公害対策係

住所：大和市下鶴間1-1-1

電話番号：046-260-5106

FAX 番号：046-260-6281



(令和7年4月)